

昭和二十六年三月六日(火曜日)午後一時四十二分開会

○農業災害補償法第十二條第三項の規定の適用を除外する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○委員長（羽生三七君） それではこれより農林委員会を開きます。

本日は農業災害補償法第十二條第三項の規定の適用を除外する法律の一部

を改正する法律案を議題といたします。なお本法律案については、先日の当委員会で大体質疑は終つたものと考えられますので、本日採決するようお

詰りして御了承を得たわけでありますが、なお、この機会に御発言がございましたらお願いいたします。……それでは別段御発言もないようでありますから、質疑は終了したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長（羽生三七君） それではこれより討論に入ります。御意見のあるかたは賛否を明らかにしてお述べを願いたいと思います。

○岡村文四郎君　今上提されております農業災害補償法第十二條第三項の規定の適用を除外する法律の一部を改正する法律案を決定いたしますことに賛成いたしますが、前からも申上げておりますように、これは毎年のようにこ

に來てゐると思ひますから、これを又一年後にこゝいう法律を出さないように處理しても構ひますということと、今論議の的になつております地方の連合会の不足金の問題でありますけれども、法の不備のためにかやうな二十億余りの不足金が出るようなつぎであり

するから、これも早急に、政府がで
きる限り早い機会にこれを改正して、
又こういうことを繰返すことのないよ
うにしてもらいますことを申し上げます。
で、この案に賛成いたします。

（委員長（羽生三三君））　ほかには御発言もないようでありますので、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕
○委員長(羽生三七君) それでは御異議がないものと認めて採決をいたします。農業災害補償法第十二條第三項の規定の適用を除外する法律の一部を改正する法律案に原案通り賛成のかたの御起立をお願いします。

○委員長(羽生三七君) 全会一致でございいます。よつて本法案は原案通り可決することに決定いたしました。なおお先例によつて諸般の手續は委員長においてなるべく取計らいますことに御一任をお願いいたします。なお順次御署名をお願いいたします。

江田 三郎 赤澤 與仁

〔速記中止〕

○委員長(羽生三七君) 速記を始め
て。それでは引き続き農林漁業資金融通
法案の提案理由を政府からして頂きた
いと思います。なおこれは予備付託で
ありますので、御了承願います。

○政府委員(島村軍次君) 只今議題となりました農林漁業資金融通法案提出の理由を御説明申し上げます。

するに、食糧の自給態勢を確立し國民生活の安定を図るために、緊急の施策を講ずる必要があると考える次第であります。而して農林漁業の生産力の増進を現在以上に図りますためには、土地改良、造林、漁港修築等の固定的生産設備の改修に対し公共事業費による助成を図りますほかに、これらの目的に對しまして別途長期且つ低利の資金を融通する制度を確立する必要があるとあります。かかる意味におきまして、今回政府におきましては、一般会計及び米國対日援助見返資金特別會計から六十億円の資金を得まして、これを農林漁業者に融通することを適當と考えますので、この法律案を提出した次第であります。

象となる事業ごとに最高及び最低の率を定め、その範囲内で具体的に政令で定めることになっておりますが、いず

れも事業の採算性により極力低利となるよう考慮した次第であります。なお一方貸付の資金として資金運用部からの借入も予定いたしておりますので、その借入金の返済及び委託金融機関の手数料等も含めて貸出利率を決定しな

ければならないわけであります。償還期限は最高二十年で業種別に主務大臣が定めることとなっております。又、この貸付の実務は、農林中央金庫その他の主務大臣の指定する金融機関に委託することになっておりますが、政府の基本施策に沿つて所期の効果を十分に挙げ得るよう指導いたす所存であります。その他、貸付の條件といたしまして、割賦償還の方法によると共に、担保をとることを原則といたしておりますが、災害その他特別の事情がある場合には、貸付の條件を緩和することがができることとして、借受人の立場も十分考へてゐる次第であります。

何とぞ、御審議の上、速かに御賛成あらんことを御願ひ申上げます。

料に追つてお手言に差上げることとい
たしまして、大体の融資の計画、それ
から法律の内容につきまして御説明を
申上げます。

この融資の対象として考えておりますものは、法律の第一條で言っておりますように、農林漁業の生産力の維持と、更に将来の増進を目的といたしまして、農林漁業を営む者及びこれらの者の組織しております法人に對しまして長期、且つ低利な資金を融通することを計画しております。然らばその融資対象はどういうものであるかと申しますと、第二條の一号乃至六号に出ておりますように、第一が農地の改良、造成又は復旧に必要な資金でございます。でこの場合の農地の中には、当然そこに植わつておる植物が桑でありますようにとも、或いは柿でありますようにとも、更には家畜の放牧のためにいたします放牧採草地でありますようにとも、等しく第一号の農地の中に入つて参るというように考えております。第二号で考えております造林と申しますのは、これは幾ら土地の改良をいたしましても、樹木が伐採されつ放しになつて、ますます國土が荒廢するとい

ことでは困りますので、造林に必要な資金というものをここから融通して参りたい。第三号の林道も同様でございまして、里山ばかりが過大に伐採されることを防ぎまして、奥地の林道がこの融資によつて開発されるように、過伐、濫伐を防止したいと考えております。それから第四号の漁港の修築、復旧でございまして、これは漁港法によりまして、こういう復旧事業に対しては補助金が出るのでございまして、併しながら地元負担分を当然農民が融出せねばならん、この金が現在の漁民の経済状況ではなかなか調達が困難なので、それに対する融資の途を考えたわけであります。それから第五号の塩田は、御承知のように塩の需給が非常に逼迫しております。国内産のみでは我々の食用塩を賄うにも足りないという状況でございまして、塩の増産のために塩田の改良についても融資の途を図りたい。それから第六号の農林漁業者の共同利用施設でございまして、これは農業政策上必要と考えられますような共同施設、例えば小型水力発電でございまして、その他いろいろの共同施設に対しては、この設備費は復旧、そういうものに対する必要な資金を貸出したというふうな考えでおります。

第三條で貸付の條件をきめておりますが、貸出の金利はこれとそれと各業種が負担し得る最高限度でございまして、例を農地にとつて申しますと、土地改良を行いますと、当然これによつて生産物の増収が得られるわけでありまして、その総収量のうちから必要経費を取去りました残り、つまり農家の余剰と申しますか、農家の余剰を償還財

源とみなしまして、これによりまして必要経費の償還をいたす。そういった必要と機械的に利率が何ぼの場合には、何年で償還ができるということが計算上出て参ります。そういうことで貸出利率を検討したわけでございまして、更にもう少し追加して申上げますと、ここにございまして、一、貸出利率の総平均は六分一厘強になりまして、この六分一厘強がこの特別会計の収入となるわけでございまして、一方特別会計の支出といたしましては、後ほど申上げますが、この融資実務はすべて既存の金融機関にお願いいたしますので、その既存の金融機関に對する支払手数料、これを最高三分と考へております。更にそのほかにこの特別会計は、預金部資金からの資金の借入を計画いたしております。その借入の最高限度は、特別会計法によりまして資本金と同額ということになつております。従いまして、この特別会計の資本金は予算書で示しております通り六十億でございまして、六十億を借入れる場合、預金部資金に對しまして年利六分の利子を支払うことになつておりますので、丁度百二十億の資本に對しまして六十億の六分を支払います。そこで金融機関に對する支払手数料の三分と預金部資金に對する支払利息の三分を合計いたしました六分、それから更に特別会計自身の事務費、これは極く僅かでございますが、これに追加した六分何がしというものが支出になります。従いまして収入財源としては、ここにあります利率によつて六分一厘強の収入を挙げ、支出といたしましては、只今申上げたような支出

を予定いたしておるわけでございまして、それから据置き期間は、各事業の工事の竣功するまでの最大限を見込んでおります。従いまして、土地改良事業で公共事業費の補助があるようなものは、継続事業がいろいろございまして、その最長をとりまして五年、そういうふうなきめたわけでございまして、利率はここに最高と最低と両方規定してございまして、これは大体予想され得る将来における金利の異動、変動ということを考えて、一分見当の幅を持たしておけば金利水準の変動に對應できるであろうという考へでございまして、具体的には、この中ほどで政令できめて参りたいと考へております。それから償還期限と据置き期間は主務大臣がきめることになつておりますが、これは個々の貸出につきまして、一つ、個別的なケースによつて、据置き期間を何年償還期限を何年というふうにきめることにいたしております。

同じく第三條の二項で事業の融資総額を規定しておりますが、これは或る事業にかかります総費用の中から、国の補助金が出ます事業は国の補助金を差引きました残りの八割、国の補助金を出ないものにつきましては全事業費の八割を、それと最高限として融資することにいたしております。

それから償還方法は第三項に規定してございまして、割賦償還でございまして、元利を均等に償還いたします。利率はこれは申上げるまでもないと思ひますが、単利計算になつております。但し据置き期間中は、利息だけを徴収いたしますが、元本の徴収はいたしません。それから第四項は、借受者

側で遅滞があつた場合の制裁規定でございまして、一時償還の請求が政府としてできるような規定がございまして、第五項は、政府が貸付を行います場合、担保を取ることを原則と考へておるわけであります。但し担保が取れないような場合、これは担保の提供を免除する考へでございまして、ここで申上げます担保は、物的担保及び人的担保の双方を含んでおります。それから第六項では、借受者が災害を受けたとか、或いは又非常な不景氣が来たというわけで、元利金の支払に困難するやうな場合が生じた場合には、政府は貸付條件の変更、又は支払方法の変更をいたします。この支払方法の変更の中には、第三條の冒頭に申上げました償還期限の延長、例えば土地改良事業の場合、十五年が更に二十年になるとか、そういうふうなことも含んでおります。但し貸付金の免除ということとはこれはできませんことになつております。

第四條では、貸付を受けた者は貸付金をその目的に使うやうにということ規定してございまして、第二項で申しておりますことは、例えば土地改良事業について、工事の請負人に政府から紐付で金を支払つて融資することがあるというやうなことになつておるわけであります。

それから第五條は、この特別会計が融資を行う実務は、すべて既存の金融機関に委託すると、法文上直接貸付の途が開かれておりますが、政府といふたしましては、僅かの職員しか持つておりませんし、又實際上信用調査その他の手続ができませんので、すべて農林中央金庫その他の主務大臣が指定

いたします機関が貸付に関する業務をいたす考へでございまして、併しその貸付の最後の諸否に關しましては、特別会計がみずからいたすことといたします。それで金融機関と政府との間の業務の委託の取決めは、省令で定めることといたしております。現在ここで考へておりますことは、貸倒れが生じました場合には、その二割を受託金融機関に負担して頂く、残りの八割は特別会計で引受けるというつもりでおります。二割というリスクの負担をきめました理由は、全部特別会計でこれを負担いたしますと、金は成るほどスミースに出るかも知れませんが、金融機関側として信用調査その他がおろそかになりがちで、資金の償還も適正に確保できないということが考へられます。そこで他のいろいろのやうな政府資金の貸出の例を参考といたしまして、二割の負担を受託金融機関にやつて頂くというふうな考へ方をいたしております。それから手数料に對しましては、当然金融機関に手数料を支払うわけでございまして、先ほど申上げました通り、最高三分以内という手数料を支払うつもりでございまして、第三項は、これは罰則の適用上、受託金融機関の職員は政府職員とみなされるという規定でございまして、四項は、農林中央金庫に對しましては、農林中央金庫法という特別法で、法律に書いた業務しかできないことになつておりますので、この融通法によりまして政府業務の委託をできるやうな可能規定をこしらえたわけでございまして、第六條は、報告、検査に關する條文でございまして、第七條、八條も同様でございまして、

が、大臣は曾つてこの問題に對してこの六十億は上半期だけに使つてもらつたら非常に結構だというようなことを言つておられたわけですが、それは農林省として今日の段階においては今

林業、漁業、塩業とはつきり書いてありますが、養蚕というものは農業の範囲内であつて、今お尋ねしておる共同稚蚕飼育とか、或いは共同稚蚕桑園とか、或いは今半公共的な乾繭倉庫というものが認められておるが、これらの資金とか、つまり設備資金とかいふものに對してはこれはまあ一定の期間を過ぎれば使い得るのだと申して差支えないのですか、一般に……。

○政府委員(島村軍次君) 農業の範囲には勿論養蚕、畜産を含んでおることには、農林省の設置法等からも御承知のは、養蚕の設置法等からも御承知の

通りでありますし、普通の常識ではやはり当然養蚕業なり、それから畜産業は含んでおるといふ解釈には間違いないと思います。ただ繰返して申上げるように現在の六十億の範囲において

は、その中につまり配分方法を覚えて、養蚕や畜産の共同施設をこの中に最初から考えるということは、関係当局との折衝の上から困難であります。併し法案の前提は預金部を入れて六十億を加えた平均利率を六分一厘に見たということは、これは預金部の資金を予定した利率である。こういう前提から考えますというと、その預金部資金の得られた場合においては当然只今お話のような施設はその枠内に加わるものと、かような解釈で御了解を願います。

○白波瀨米吉君　これ以上お尋ねする必要はないのでありますが、重ねてお

尋ねて置きますが、あの何ですか、蚕糸局はそういうふうに承知されておるわけですか。それからいま一つは、私は非常にもつとこ徹底して考えてもらいたいと思うことは、よく何だかいはゆる通産省に入るべき部面と農林省に入るべき部面とが一緒になつた形が、蚕糸業の今日のあり方になつておるために、いつでもこういつたようになつて、こう坪外に置かれておるようなことになつておるのですが、それでも製糸から先は通産省に行つたほうがいいとか、或いは蚕糸部面だけは農林省に残つて、これはもう全然二つになるべきだとかいう議論が常に出るわけですが、これはどうして今のお話のように蚕糸部面は、これは普通の農業などであるという考えで考えて頂きたいと思うのですが、蚕糸局あたりはこれはどうも入れてもらえんのだというような観念のように見受けるのですが、これはもう少し徹底してお考えを願いたいものだと思はるのですが、特に要望いたして置きます。

○委員長(羽生三七君) ちよつと今の点で私からもう一つお尋ねして置きたいのですが、この第二條の第六号のこの共同利用に供する施設の造成に関する融資の問題ですが、これは六十億の枠内で若し融資するという場合には、一から五までを優先して残りがあつたら、六を見てやるということなんです。それから六十億以外に百二十億というふうな余分な枠が取れなければ、これは全然問題にならんということなんです。その辺はどうですか。

○政府委員(島村軍次君) 過渡的に考えますと、只今申上げたようにいろいろ議論もあり、且つ折衝の段階におき

ましては只今お話のような意見が相当話題にも上り、研究も進めて参つたのでありますが、共同利用施設ということは六号に上がつておりますが、現実には塩田その他として三億四千万円の予定を立ててあるものであります。従つてこれは現在の段階におきましては六十億の範囲では実際の融資は困難だ、さうに一つ御承知をお願いいたします。但し小水力は、この共同利用の中に大体二億四千万円あります。

○白波瀬栄吉君 まあ政務次官はよく蚕糸ということ、蚕糸業ということとは御承知ですが、私は甚だ遺憾だと思つてこの間から……というのには農業委員会の中に、改良委員会が加つてあるのに蚕糸は別です。あれなども片柳さんからもこの間からお話があるような下部組織ができて、そこで民主的に計画を立てて行くというのに、蚕糸がその中に入らない。又これも實際さういう心持ちを持つておるくらいでは實際はなつていない。これはどうしてももう少しはつきりしてもらわないと私はいかんと思つておる。

○政府委員(島村軍次君) これは第一條に上つておりますように、長期且つ低利の資金というこの前提があるわけでありまして。この場合においては農地の中には勿論桑園とか或いは牧野等を含んでおることは勿論であります。が、さういふ長期の固定設備というものを主体において、而もこれらの仕事に相当実質的には多額の経費を要し、資金を要する。こういう前提から考えますという、結局枠が少くなつたというところが一つの理由であると思ひます。それから第二には蚕糸業について

はこれらの十年なり十五年の据置き期間を要するものと、蚕糸業のうち殊に養蚕については御議論はあらうと思ひますが、おのずから性質も異なつておる。併しそれかといつて必要でないということは言えないので、共同利用によつて、そしてこれらの施設、つまり畜産であれば加工場であるとか、或いは農業倉庫、或いは乾蔵倉庫というふうなものについて考えますという、土地或いは造林等の仕事に比しまして、資金の回転が早いと見るべきではないか。併し共同利用についてはまあこれらの行き方もいろいろありまして、うが、総額の六十億というものから考えれば、第六号でどういふものも是非取上げたいということ、特に上つておるものであります。第一段階については第五号までのものにつきまして考え、漸次第六号に及んで行く、かういふふうな考え方でありまして、共同利用施設については現在のところ資金的の裏付けがない。そこで養蚕だけを軽く見たというのでなしに、共同利用施設全体を通じて費目には上つておりますが、共同利用施設にはこれは全体が現在の段階では裏付けがない。かういふことであつても何も養蚕だけを軽視したということではない、かように一つ御承知願ひたい。

○白波瀬栄吉君 軽視ではないといふことは、これは御承知願ひたいといふことは、それはしにきいすね。

○赤澤興仁君 資料が出て参りました、根本的にお尋ねをいたしたいと思ひますが、只今富谷課長の説明について、私聞き流したかとも思ひますので、一言お伺ひいたしておきたいのは、第三條の利率決定の場合の必要経

費として、支払手数料を三分預金部よりの借入金六十億の利率六分というものを一応必要経費としてこの利率が出て来たんだと、そういたしますと、この自己資本の六十億と預金部の資金の六十億と、百二十億というものの枠内においてこの利率がきめられたのじやないかと思ひますが、先ほどおの枠の説明については六十億の枠しか配分のお示しになつたわけなんです。経費の六分というものは一応今枠として与えられる六十億については必要経費の中に入らんように思われるわけなんです。従つて預金部の借入金の利率六分を入れたのであれば、この利率を考えたのであれば、この資金の枠というものは百二十億についての枠のお示ししなければならぬのではないかと、かように考えるわけでありまして、その点私が聞き流したかとも思ひますが、一つ富谷課長からお話を願ひます。

○政府委員(富谷彰介君) 預金部資金の六十億を導入することにつきましては、只今も折衝中でございますが、何分地方債を幾ら引受けたか、或いは金融債を幾ら引受けたか、さういふ預金部資金全体の運用計画というものがまだコンクリートなものにはなつておりません。そのために利率に触れるところまで至つておらんのであります。が、法案制定の交渉のときにも預金部資金を同額入れるということをやつておりますので、恐らく近い機会に具體的な金額がわかると思ひます。さういふことを、どうせこれは予算の補正を要しますので、その際に改めて百二十億円の資金計画を組ん

で出しますということにいたしましたと思つております。

○赤澤興仁君 そうですね、一応わかりましたわけですが、その預金部の資金の六分というものを入れてこの利率ができておるといふことは、特別会計では相当な利潤と申します。特別会計の分が出て参るのではないかと、剰余の分が六十億という多大の金についてやはり何がしかの利息というものを必要経費として考えられておるようには聞かされるわけなんです。従つて、従いましてその点につきましては、一応預金部の資金の六十億がきまつて、あとでなければつきりしないということはお話の通りなんです。従つて、一応それはさういふいたしますから、一つ資料をお出し願ひます。従つて一つ資料をお出し願ひます。場合に、預金部の資金十億を入れた百二十億の資金で運用する場合の必要コストがこれでありするならば、それによります一つの資料と、預金部資金が全然ない場合、いわゆる自己資本六十億の枠内で融資をする場合の必要経費は幾らになるか、その場合の各ケースごとの利率はどういう工合になるかという、この二つを併せて参考資料として御提出をお願いいたしておきます。

○岡村文四郎君 資料が提出されてからいろいろ質問いたしたいと思ひますが、この法律だけ見てもわかることだけお伺ひしたいと思ひます。貸付の本旨といひますか、目的の事業の利率よりその他というものの利率が低くなつてゐるのは、これはどういふものを指してその他と言われておるのかというのを聞きたい。それから今蚕糸のことで共同利用にいろいろお話が

で出しますということにいたしましたと思つております。

○赤澤興仁君 そうですね、一応わかりましたわけですが、その預金部の資金の六分というものを入れてこの利率ができておるといふことは、特別会計では相当な利潤と申します。特別会計の分が出て参るのではないかと、剰余の分が六十億という多大の金についてやはり何がしかの利息というものを必要経費として考えられておるようには聞かされるわけなんです。従つて、従いましてその点につきましては、一応預金部の資金の六十億がきまつて、あとでなければつきりしないということはお話の通りなんです。従つて、一応それはさういふいたしますから、一つ資料をお出し願ひます。従つて一つ資料をお出し願ひます。場合に、預金部の資金十億を入れた百二十億の資金で運用する場合の必要コストがこれでありするならば、それによります一つの資料と、預金部資金が全然ない場合、いわゆる自己資本六十億の枠内で融資をする場合の必要経費は幾らになるか、その場合の各ケースごとの利率はどういう工合になるかという、この二つを併せて参考資料として御提出をお願いいたしておきます。

○岡村文四郎君 資料が提出されてからいろいろ質問いたしたいと思ひますが、この法律だけ見てもわかることだけお伺ひしたいと思ひます。貸付の本旨といひますか、目的の事業の利率よりその他というものの利率が低くなつてゐるのは、これはどういふものを指してその他と言われておるのかというのを聞きたい。それから今蚕糸のことで共同利用にいろいろお話が

ありました、実は共同利用というのは非常に高いといいますが、希望を多く見ておるものが非常に多いように見受けられますが、この六十億の枠では非常に少い金額で、あとから預金部の金が六十億出まして百二十億の枠になりますと、まだわかりませんが、相当な共同利用に対する枠ができて来ると思うのですが、政府は一体この平均利率のコストの出し方を見ても、もう六十億は大体当てになつて預金部から入るのだらう、こういうのだらうと思うのですが、十中八、九入る見通しをつけておやりになつておるように見えるが、そうかどうか。

○政府委員(島村軍次君) 岡村さんがいつも駄目を押されるので、実は私も答弁に困るのですが、勿論この法律はお話の通りに前提にいたしてあります。そうして農林省としてはそのためには全力を注いで今やつておるわけでありまして、金額の点とそれから大蔵省との折衝、予算化の問題が、差当り六十億ということ、あとは残つておるわけでありまして、我々としては今お話のような点を期待をいたしておるわけでありまして。

○政府委員(富谷彰介君) 公共事業費によります利率と公共事業費の補助のないものの利率と分けておりますが、公共事業費の補助がありますのは、御承知のように総事業量のうちで最低五割、事業によりましてはそれ以上の国庫の補助があるわけでありまして。そういったしますと、勢い事業によりまして利益を受ける農民なら農民の負担というものは軽いわけでございますので、そこで全然補助のないその他のものの利率と差等をつけたわけでありまして。

○岡村文四郎君 その点はわかつたのですが、これは希望といいますが、実は事務屋の富谷課長にお願いいたしたと思うのですが、共同利用の中の病院というのを盛んに言つておる場所があります。これをどうしてものにするように努力をせよと言われているのですが、これを共同利用と見ることは当然なんです、そういうことを考え得られるかどうかということをお聞きしたいと思います。

○政府委員(島村軍次君) 現在のところでは予定いたしております。希望のあることは承わつておりますが、...

○岡村文四郎君 そこで問題になると思ふのです。病院が共同利用でないが、あるかという見解の問題なんです。これは強く主張をして成り立つと思ふのですから、...、そういう途も開くことを願つておくことが、金額は別ですが、都合がいいのじやないか。私どもは本当に無医村の村が共同して病院を作る、本当の共同の病院、これを共同利用でないということはどうしてか、言い得られないのじやないか。だが攻めて来られると困るから、...、お考えなかつたら、これも考慮に入れてやつてもらうことが、...、あとから困るようになつてはいけなから、お願いして置きますから、一つ考慮に入れてもらいたいと思ふ。

○政府委員(島村軍次君) 御希望の点は一つ承わり、且つそれは一つ研究を進めることにいたしますが、GHQとの交渉の段階においては共同施設を入れることに、大号を加えることに非常に苦労をしたわけですが、それはよく御了解を願つておきたいと思ひます。そこで先ず農業倉庫くらいから、...

の結果漸次拡大をして行きおるといふのが今の段階でありますから、これは少し早くに時日を以てして頂かんと、GHQとの間の了解がどこまで得られるか、前提は長期で土地改良というよりな仕事、たゞ／＼申上げるように長期の土地資本に対する融資というものがまあ主体に考えられたと一つ御了解願ひたい。

○三浦辰雄君 この法案に關係してあります、御承知の通りに、今政府側が用意されておる森林法の改正問題、それが議員のほうの提出に形としてはなるといふことから、自由党の關係のかた／＼及び衆参両院の關係の議員のかた／＼で森林法の問題をやつておりますが、その成否の最もポイントとなるのは、結局今度の森林法で示すところの計画施設をやるか、やらないかというところ、而もそのポイントというものは、更に言えば、計画の中に入つていない山だが、金が欲しくてどうしても伐らなやならん、そういう場合、或る程度或る限定を付け許可制か何か設けて伐らせるかどうかという問題に當つて、關係方面は絶対に伐らしちやいかんという問題があるわけでありまして。従ひましてそれがいよいよ大きな問題になりまして、何かに於いて融資をするのでなければ、その法律というものは作つても結局行われないうことになさるるのではなからうか。併し今日の日本の土地の状況、殊に山林の状況から言へば、日本のすべての産業の屋根のような形であるのだから、この際何としてもこの法律というものは、精神は通したいけれども、この融資の一点というものが伴わなければ、これは通しても何にもな

らないという、非常にあの法律の中では大きな問題になつております。そこで伺ひたいのであります、まだ預金部資金の加わるべき六十億という問題もあるやうであります、この中から運用して、およそ三十億と推定されるのでありますけれども、それに對して、そのうちのどうして止むを得ないものについては、この金融というものを適用して頂けるかどうか。聞くところによると、或いは政府は止むを得なければ利子補給はしなければならぬといふ説もあるとか聞いておりますけれども、利子補給だけを約束されるが、その財源はない。ただ農林中金等の資金の融通のできる際、或いは市中銀行中特殊な興味を持つておる金融機関にでも頼めばどうかと言つても、そういう特殊な金融機関は絶対にないと考えられます。そこで今一部で非常に問題になつておる森林法の死命を制するその成否の鍵となつておる金融問題について、どうお考えになられますか、一つ大体のところをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(島村軍次君) 伐採制限をやらなければ撫育なり、造林の目的を達成することはできない、こういうことはお話の通りであります、そのために別途に伐採制限に関する資金をどうするかという問題は、従来においても相当研究を進めて参つたのであります、どうもこの金融の措置を講ずるということは、現在のところでは關係方面との間の了解がまだ得られん段階にありません。そこで然らば利子補給をするか、或いはその他の方法をとるかということは、現在研究を進めておりますが、まだ本日はつきりここで申上

げる段階に至つておりませんことを誠に遺憾に思ひます。さうに御承知置きを願ひます。

○三浦辰雄君 いろいろこの問題について研究して頂いて頂きますことは、この際感謝申し上げるわけでありまして、關係方面のほうの了解を得られないうちにお言葉もありました、若し關係方面がこちらから出してよろしいといふことでもあります、如何でございましょう、六十億加わつた場合、更に加わらない場合、若し向うで日本の土地利用或いは荒廢の事情から見ても、この中から出してやつたらいいじやないかといふ言葉があつたといふら、如何でございましょう、一つお聞かせ願ひたい。

○政府委員(島村軍次君) どうも金が少くして希望者が多いというのが現在の段階でありまして、おのづから軽重があり、どれにウェイトを持つて行くかというところは、先ほども説明申し上げた通りに、はつきりしたことが、順次に取上げて行きたいという希望なり熱意は持つておりますが、併しこの六十億の範囲では現在のところ困難だと思ひます。

○江田三郎君 この法案の第二條に「毎年度予算の範囲内において」と書いてあるわけですが、これは本年六十億というだけではないに、毎年引續いてこういう金を出しになるということなんでありまして、その際にまあ大体五カ年間くらいに計画は立てておるわけですか、どうですか。それからそういうような毎年出されるというは毎年預金部資金を借入れるというは併行して行くわけですか、そういう点どうなんですか。

○政府委員(富谷彰介君) この資金は、御承知のように非常に長期のものでございますが、我々の目標としましては、大体十カ年くらい継続いたしますと、あとは自分で回転して行くのじやないかと思っております。従いまして最初は無論五カ年でございまして、それ以上継続して自分で回転するまでのことを考えております。それから予算の問題でございしますが、これは毎年最低限少くとも一般会計及び見返からの出資六十億は確保いたしたい。その場合に預金部資金の借入れもこの特別会計の收支の許す範囲において、最大限に借りたいという考えでございします。

○岡村文四郎君 取扱をする本元が書いてありますが、中央金庫その他大臣の指定する金融機関となつていますが、これは直接金庫なり他の金融機関がするの、その扱い方をお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(富谷彰介君) 金融機関が窓口になりまして貸付の申請書を受理いたしましたして、そして信用調査或いは必要な技術審査等関係者に頼んでやつてもらふ。そして金融機関が貸してよろしいという決定をいたしましたものが特別会計に上つて参ります。特別会計が最後の判定を下すというわけでございます。先ほども申し上げました通り、特別会計としては人員も揃つておりませんし、又信用調査その他の事務も不馴れでありますので、特別会計が直接申請者から申請書をとつて貸付けるといふことはいたさないつもりでございます。

○岡村文四郎君 手前味噌になるから、はつきり言えんのですからちよ

つと弱るのですが、要は、関係のないものは書いてありますが、関係のあるものは信連で扱ふことが非常にスムーズに行くと思ひます。今までの例があります。実は中央金庫も御承知のようになか／＼人手も十分でないし、窓口で非常にばや／＼しているというので、いつですか農林大臣が、恐らく中央金庫はこれをこなす能力はなからう、そこで他の金融機関に呼びかけ、そしてこれをつなぐに協同組合の金融をつくるようになることを希望しているから、そういうふうに参加したい、こういうふうに参加したい、こののですが、実際において各県の信連が利鞘だとか、いろいろなことを考えないで、私はこれは無手数料でも一刻も早く下へ流すお世話をすべきであると思つておりますが、それをさういうふうにさす御意思がない。せり込んで行くつてお世話をしなければならんとは申上げません。併しながらさうすること、この金が最も急速に金庫の事務を助けると同時に、円滑に流れると考へておりますから、それを一応お聞きしたので、どうも手前味噌にすぎなるから言いたくなかつたのだが、ここまで言わんとわからんから聞くのです。

○政府委員(富谷彰介君) 無論農林中央金庫一行では事業はスムーズに参りませんので、その他の金融機関といふことを考へているわけでございます。信連に關しましては結局系統組織といふ大きい組織の中の一環でございますので、中央金庫の事務をスピードイーにやらせるという意味の審査をお願いすることになるのではなからうかというふうに考へております。無論構成メンバーに対する融資は信連が審査

をなさることにについては非常に結構なことだと考へております。

○委員(羽生三七君) 他にまだ御発言があると思ひますが、先ほど申し上げた通り正規に資料が提出されてから、審査を開始することにしてこの問題に對する審査は本日はこの程度にしたいと思ひます。

○委員(長(羽生三七君) 次に、先般議員派遣で御苦労願つたわけでありましたが、その結果についての御報告を簡単にお願いすることにいたします。最初から御報告願ひます。

○江田三郎君 倉田専門員はか調査主事と一緒に二月二十三日から二十六日まで福島県に参りました報告をいたします。

福島県は御承知のように非常に広く、北海道に次ぐ大県でありまして、奥羽山脈と阿武隈山脈の二山脈が南北に縦走しておりまして、山岳に富んで平野に恵まれない所でありまして。平野は阿武隈川と阿賀川、久慈川、夏井川等の河川及びその支流に沿つてあるのみであります。なお会津の積雪地帯はこれは特異の存在と考へます。産業は葉たばこ、こんにやく、果物、繭、木炭、石炭、綿羊、馬が多いのでございまして、未開発資源としましては電力、森林、地下資源がありまして将来性があると思へられます。県政の原則として、未開の振興、民生安定、教育の振興に置いておられます。県財政は二十五年予算で見ますと、うち総額六十三億余円でありまして、うち県収入は二五%、平衡交付金三一%、国庫補助金が三四%でございまして、

大部分を政府の手にすがつていという状態であります。

福島県の林業の概況につきましては、いわゆる浜通り地区といふのは阿武隈山脈と太平洋岸との間の地区でありまして、丘陵山岳地帯で優良林業地帯であります。いわゆる過伐に陥つて、現在では蓄材は非常に過少になつております。それからいわゆる中通り地区といふのは、阿武隈山脈と中央山脈との中間地帯で複雑な山型をなしている林業地帯でございますが、これ又浜通りと同じように蓄材は非常に過少になつております。会津地区は平坦地区は只今申しました地区と同じように蓄材が減少しておりますが、これに反しまして、奥会津は全然未開発林でございまして、奥内唯一の将来資源を有しているといふことができるわけでございます。

奥内の森林面積は針葉樹林が十三万七千歩、闊葉樹林が六十六万三千歩、針葉混交が十二万二千歩、原野その他五万九千歩、合計九十八万二千歩といふことになつております。森林の所有形態は、国有林が全林地面積の四五%を占めておりまして、国有林過大地方であります。又奥会津に未開発林が約三十二万歩、約七千万石の蓄材があることは非常な特徴であります。更に私有林の所有者十三万六千五百八十八人のうち九二%のものは一町歩未満の所有者であることも注目すべきこととあります。又森林の種類は用材材が二・七で、燃料材が七・三の割合であつて、私有林は殆んど薪炭林であることも注目すべきこととあります。

よつて本県森林の施業とすべきこと

は、中通り、浜通りのような里山地区の休養をすると共に、奥会津の開発をすべきこととありまして、更に薪炭林を減じ、用材林を増加せしめて、その蓄積成長量を増大せしむることに重点を置かなければならんと思ひます。森林法改正の主眼といたしまして計画施業の必要性は、本県において特に重要なことが知られるわけでありまして、県の林務部の職員は勿論、森林組合連合会の役員も又むしろ遅きに失するといふ意見を述べております。

森林組合は三百六十三町村中二百二十六町村にありまして。森林所有者十三万六千五百八十八人中八万九千九百十九人、面積約八五%が組合に加入してあるわけでありまして。戦争中から統制等によつて組合本来の任務を離れていたことが多かつたので、そのために経済的にも損失を來たしておるものが若干ございまして、森林法改正によりまして森林組合本来の使命であります施業の調整、編成その実行に主力を置き、経済行為はこれを避けることが正しいといふことが一般の識者の一致した見解でございまして。

その他調査せる事項中参考となるものは、臨時造林措置法による要造林指定の状況、それから昭和二十六年度六千町歩指定の予定でありまして、その他順調に進んでおります。それから造林補助金は寒冷地帯に厚くする処置が本年からとられるといふことになつております。それから国有林中造林未済地があるので、部分林設定を願ひ出るが、なか／＼許されな。森林組合には積極的に部分林を設定してもらいたいという意見がございまして。それから木材取引取扱が村税となつて村財政は

豊かになつたのでありますが、この税金は造林資金に補助なり奨励金として支出されるのが妥当であるという意見が出たのでございませう。それから経営指導員等の職員の国庫補助が少いので、県では大変に困つております。それから木炭の生産、販売等に対する政策が何ら考えられていないのは遺憾であるといふことでもあります。木炭協同組合、森林組合等は統制時代の負債を背負い込んで弱つております。又協同組合から生産資金を借りながら生産品を出さないで、協同組合へ売らずしてほかへ売るのが多い状態であります。これは協同組合に出荷した場合、税金の対象にはつきりなることを免れたためだといふことではありますが、この点組合が脱退自由であります、これに対する罰則がないために如何ともしがたいといふことでもあります。戦争中の伐採で最も害を及ぼしてゐるのは農地の防風林を伐つたことでありまして、今日季節風の被害を盛んに受けております。未墾地、開墾地状況は次の通りであります。買上地三万二千二百五十町歩、売渡済八千四百七十一町歩、残りが二万三千七百七十九町歩でありまして、今後買収見込は五万町歩、向う三千年くらいの予定でございませう。奥地林開拓には年々特売を認めねばいかんという意見がございませう。それから公共事業費が数カ所災害地に平等に分配されているためにどこもかしこも工事が完成しない嫌ひがありまして、この点は何とも県も集中配分でやつたほうがよいといふ考え方を強く述べておられます。それから、国有林を解放して民有林とし、他府県同様民生安定の資とせられたいという希望、これは東北六県を通じてそういう希望でございませう。なお、非常に強く感じますことは、どういたしまして寒冷地帯の林業対策としましては例の「いろり」といふもの、これを何とかしなければどうにもならぬのじやないかという気が強くするわけでありまして、これは従つて家屋の構造等につきましても、これは直接林業の問題ではございませうけれども考慮が払われなければ将来とも燃料に多くを取られてしまうのではないかといふことを強く感じました。以上でございませう。

○委員長(羽生三七君) 次に、愛知班の池田委員から御報告をお願いいたします。

○池田宇右衛門君 岡村委員、佐橋主事君と共に、去る二月二十三日より四日間に亘り、愛知県において麥の作況、供出統制、配給統制、農業委員会並びに農業倉庫等の問題について調査いたしましたと共に、鳴海に決定いたしました国営競馬場の予定地を視察いたしました。以下各問題ごとに調査の概要を御報告いたします。

一、麥の作況について申し上げますと、愛知県農業は元米零細経営であつたのでありますが、戦後の人口増加は特に著しく、現在の農家戸数二十一万四千戸、農家人口百二十三万人であり、一戸平均人口は五・八人であり、同じく一戸当り経営規模は田畑合計六反二畝となつております。かくのごとき零細経営の上に、米麥価格の低廉及び過去において冷害であつた供出制度の緩和予想は、必然的に農民をしてより有利な換金作物への転換を意識せしめたことは否めない

事実であります。愛知県としては、米麥増産が現国策上極めて緊要であるとの方針の下に、昨年麥類増産運動を計画し、これを指示いたしました。即ち最近における実績は、米八万六千町歩、目標二百万石、麥六万町歩、八十五万石に對し、本年度の目標といたしましては、米八万八千七百八十八町歩、二百六万五千石、麥六万三千六百町歩、九十六万五千石の増産目標を立て、これを指示いたしましたのであります。これに對し播種状況は、本年一月末で五万五千町歩(麥)で、計画の八六・四%となつております。この計画不達成は、果の興農運動に對する非協力を意味するものではなく、果の播付最盛期である十一月月中旬より十二月上旬までの期間に降雨が多く作業が遅延したためと、低地帯が排水不良のため作付不能となつたためであることとでございませう。なお、増産用農業資材の点について、肥料、農薬共に山村の極く一部の購入資金不足のものを除きましては、大部分がすでに農協より購入確保済でありました。右の資材確保と一月よりの天候回復、気温の平常化等が相持ちまして、作況は大體平年作が予想せられてゐるのであります。

二、食糧統制について、(一)、供出統制、食確法は本年三月末を以て失効となり、現在麥に對して事前割当は行われていず、生産目標の指示が行われておるのでありますが、長年に亘る供出制度の結果、農民に對してこの生産指示が供出割当の基礎となるのではないかと強い不安を与へ、なか／＼納得されていないようであります。このことは先に述べた果の麥類生産目標指示に關して、市町村二百十九のうち、部落まで指示したものが百九十六、個人まで指示したものが僅かに二十三であることがよく物語つておると思われまゝ。更に政府は、本年度麥類の自由買入を計画しておるのでありますが、昨年「いも」類について果の買入目標は三千百万貫でありましたが、実績は一俵もなしという事実よりして、又六四%という低い対米価比率よりして殆んど買入不能ではないかとの見通しが強いのであります。従つて右のごとき事情に輸入食糧の見通し等を加味して考慮するならば、麥類の自由買入制度は時期尚早であらうとの意見が強かつたのであります。

次に、事前割当と事後割当の問題については、果側より次のような意見が述べられました。理論的には食確法による方法が最も望ましい。但し結論より逆算しての、換言すれば、補正を正常に認めない割当に問題があり、このことが農民の供出意欲に悪影響を及ぼすと共に、元米事務的作業であつた割当事務を政治的作業たらしめた原因であつたことを考えるならば、次の條件を付しての事前割当が最も望ましいものと考えられるのであります。(1)、作付面積、推定

実收高等を決定する場合は、食糧事務所、作報、果の三者が協議してなすこと。これは従来補正等に當つての基礎数字が作報を一つとすれば事務所二、果三のごとく一致していなかつた点を是正するのが目的であるのであります。(2)、前年の実績に捉われることなく五—六%の余裕を見て割当を行うこと。(3)、超過供出報償金の制度を存続すると共に、これに對する課税を考慮すること。換金作物への転換を防止し、より不利なる作物を作ることに絶対性を與付けるためには、強力なる国家的措置が必要である。(4)、肥料、農薬等農作用必需物資を確保する措置を講ずること、等であります。

(二)、配給統制、新しい主要食糧配給制度は、地方自治体、及び食糧事務所の事務量の増大をもたらし、従つて必要とする職員及びその経費の面において予想外の混乱が惹起されつつあるようであります。

先ず果について述べますならば、一、卸、小売の登録事務、二、配給事務取扱等が挙げられるのであります。前者については卸、小売の登録資格について、卸が僅か三分の保証金、小売については前科の有無と、極めて簡単であり、而もその数が制限なしであつた(最低五の指示のみ)ため、卸十一、小売二千八百九十と多数の業者ができるため、その登録事務量は相当量に達した。なお卸、小売の内訳は次の通りであります。卸

十一（公団関係六、農協一、旧米穀商二、その他二）であります。小売二千八十九（公団関係千百五十、農協二百六十六、新規六百七十三）、次に後者については、新規の小売業者の教育の問題、小売が卸より主食を購入する場合、その都度行われねばならぬ当該市町村長の検印等、幾多の新規事務があるが、中区のごときは百カ所の小売業者について一々購入の都度所属消費者の年齢別、人口別による数量を計算し、検印せねばならず、更にクーポン券の交付を各家庭通帳に記入する等、相当の事務量増大があり、すでに数カ所の市町村よりその事務に堪え得る見込みなしという通告があつたほどであります。而してこれらの事務遂行には、市町村に相当数の職員を増加する必要があるにもかかわらず、二十五年年度においては公団機構切替の九月以後七カ月分として全国六千五百三十八人分、五億一千四百九十一万八千四百の平衡交付金が計上されたに過ぎず、二十六年年度に至つては、全国に僅か千五百人分が交付金に含まれる程度のものであり、而も交付金は地方自治体の財政状況によつて予定の用途に使用されぬことも考えられ、ここに大きな問題を生じておる次第であります。公団よりは配給統制の責任を県に委ねられるならば不明瞭な交付金によらず、助成金等の方式によつて必要とする事務職員を確保し、この業務が完全に遂行し得るよう考慮せられたいとの要望があつたのであります。

次に食糧事務所について述べれば、(1)、市町村ごとの需給計画、(2)、卸ごとの売却数量の決定（卸に対する小売の、小売に対する消費者の結合状況を調査しなればならない）、(3)、運賃を考慮しての売却場所の選定（卸別十一通り、倉庫別数百通りに及ぶ卸の採算関係の調査が必要である）、(4)、卸ごとの供給計画、(5)、供給に当つての倉所別計画、等の調査を行う必要があり、これなくしては完全なる配給業務をなし得ないのみならず、これらの調査は三月十五日より配給実施の前提の下に行われねばならないのであります。而もこれら新規事務は全国の事務所職員千八百人、一事務所当り約四十名を以て行われねばならず、郡支所、市町村出張所の職員が曾つての検査員であつて、その事務能力が極めて小である実情も考慮するならば、これが調査の完遂は全く不可能視されざるを得ないわけであり、従つて三月十五日実施を以て実施しなければならぬところの問題があるわけでございます。更に又等級プールについても一乃至四等と五等のプール程度ならば可能であるとしても、小売にまで及ぶ完全等級別プールは殆んど不可能であり、又遅欠配の責任が事務所にあるとするならば、当然掛売の問題も考えられ、曾つて木炭会計に生じた問題が食糧会計の場合に同様に生ずる危険性があるようであります。従つて配給統制の問題については、すでにその方式

の変更が不可能であるとするにしても、その実施に当つての問題に更に慎重なる検討が必要であると考えられます。

三、農業委員会、食糧統制に関連して現在提出せられておる農業委員会法案について意見を聴いたのであります。主として供出面並びに農業改良の面に問題があるとの意見でありました。即ち (1)、従前の例によつて供出面に責任を持たしめるためには、諮問機関であるよりも、むしろ議決機関であることが望ましいこと。(2)、選出方法が階層制であることは多分に現在の農地委員的色彩を与えたと共に、階級意識を醸成する因ともなる故、供出の円滑、農村の民主化のために階層別選挙は廃止すべきであること。(3)、近來農民に最も親しまれ、又農業の改良増進等によく貢献しておるものは改良普及員であるが、遺憾ながら予算的關係で現在その事業が十分行われないう状態である。今改良委員会を農業委員会に合体することは、改良事業を更に弱体化するのではないかと考えられる。今後供出制度が存続され、主食の増産が必要であるならば、改良事業を分離して農家五百乃至三百戸に一人の普及員を置き得るよう補助金等の面で考慮すべきであること、等でありました。

四、農業倉庫、愛知県における農業倉庫の使用状況は、総収容能力に對し僅かに五〇％程度に過ぎぬ状況であります。その原因としては県の主要生産地帯に倉庫の収容能力が少い点もあるが、主たるものとして現有農業倉庫中完全使用に堪え得るものが極めて少いことが挙げられるのであります。即ち農協倉庫総数千八百八棟のうち、完全使用の可能なものは僅かに約五〇％、五百五十九棟であり、又米、麦の長期保管に絶対必要な乾燥能力のないものが二〇％、百九十四棟に達する実情であります。これに加えて食糧事務所の言によれば、責任者の倉庫管理に關する認識の不足が大きな因をなしているといふことでありました。右の理由によつて農協倉庫は一時的、短期間使用され、直ちに営業倉庫に転送されるため、農協の経営上予定利用率に達せず、收支償わず、経営不可能の状態であるのみならず、再度転送による輸送費の加重も相当あり、農協倉庫の育成は農協再建のためのみならず、完全なる食糧管理上よりしても、刻下の緊要問題となつております。これが対策としては生産地の倉庫増設、既設倉庫の改修が挙げられるのであります。が、なかなか既設倉庫の改修は、配給制度の切替に伴う利用量の増加よりしても早急に実施する必要があると考えられます。これについて県よりは国による低利長期設備資金の融資（約一億円）及び利子半額補助の要望がありました。

農協倉庫利用状況（食糧事務所調）棟数千八百八棟、坪数三万二千二百二十三坪、収容力二百四十七万俵、二十五年産米の保管数量八十萬俵、二十五年産米の保管数量百四十萬俵。農協倉庫設備状況、棟数千八百八棟中、完全利用可能五百五十九棟、うち中修理を要するもの三百四十棟、大修理を要するもの二百八十九棟、他にキヤリング倉庫五十七棟。

五、鳴海国営競馬場、名古屋より十二キロ、愛知県鳴海町、同じく豊明村及び知多郡有松町の二町一村にまたがる丘陵地帯にあり、本委員会の皆様より申入れた農地潰廃は全くなく、交通も別紙「位置図」に見られるごとく極めて便利であり、將來競馬場のみでなく、各種の競技場を建設し、国際的な運動、観光、娯楽の中心地とするにも適当な土地であるように見受けられましたのであります。

以上極めて簡単であります。御報告を申上げた次第であります。

○委員長（羽生三七君） 次に、長野県班の三橋さんに御報告をお願いします。

○三橋八次郎君 瀧井委員のお許しを得まして、私から簡単に御報告申し上げます。二月の二十三日から二十六日まで、の間、長野県における肥料並びに飼料事情に關する調査に参つたのであります。

先ず肥料について申し上げますが、長野県におきます春肥の需要量は、窒素肥料は硫酸アンモニアに換算いたしまして約四万四千トン、磷酸質肥料は過磷酸石灰に換算いたしまして約二万六千トン、加里質肥料は四〇％換算で約七千トンであります。その他雑肥といまして約百五十トンくらい要するものであります。が、一月末における入荷推定量は、窒素質肥料は僅かに需要量の二〇％、磷酸質肥料は一四％、加里質

肥料は四割というような実情でございます。昨年と同期におきましますところの入荷量と比較して見ますと、本年の入荷量は窒素質肥料で五六・六割、リン酸質肥料で三九・九割、加里質肥料で三二・六割というような状況であるのであります。先日政府の説明とは、地方の事情はよほど開きがあるように思つたのであります。政府の説明では春肥の需給は大体均衡がとれておると、こういうようなことであります。地方の実情は非常に品がすれというやうな事情にあるやうであります。これはこの先行き不安に伴う業者の買漁りと、消費者たる農家の買漁めというやうなことが一般に言われておるのであります。勿論これは全国的に考えます場合におきましては、かようなこともあると思つては、長野県におきましては、特にこの耕作期間の關係で、この需要の不均衡が甚だしいように思つたのであります。その原因といたしましては、これは農家経済にもいろいろ事情があるわけでありまして、一番には農家が肥料の統制というものに非常に慣れ切つておられますから、使う時期にはどうせ肥料を廻してくれるだろうというやうに安心して、余り買漁つておらんというやうな關係から、やはり県全体としての入荷量にかような現象を示しておるのではなからうかと思つておられます。それから又實際農家の実情を見ましても、春使う肥料を今から購入をするというほど農家経済は豊かではないのであります。非常に逼迫しておる実情にあるのであります。又一方におきましては肥料業者が現物を抱えておりまして、又資金的に非常に行詰りを生じま

して、肥料の流通というものは非常に不円滑になつておるやうであります。第二番目は、更に生産地からの距離に比較いたしまして、長野県はこの肥料の……、あとでお手許まで届けます表を御覽願うとおわかりのやうに、肥料の値段が比較的安いのであります。そのために他の地方へ長野県から肥料が流れるというやうなことも、これもやはり長野県で肥料が不足しておるといふ一つの原因になつておるやうでございます。こういうことが考えられるのであります。長野県は主として氣候の關係から、肥料を施します時期は五月遅くとも六月初めまでであります。で、春肥といつたしましては四月までには手当てしなければならぬ事情にあるにもかかわらず、かような現状にある上、肥料のメーカーがすでに三月分まで先売りをしておるといふやうなことで、又四月になつて来ますと需要期に入つて来ますから、非常に貨事情が逼迫いたしまして、輸送の困難が予想されるのであります。県の調査によりますと、今後の入荷見込を計算に入れますと、四月末における不足見込量は窒素質肥料におきまして一方五千トン（需要量の三四割、磷酸質肥料約一万八千トン（需要量の六八割）でありまして、加里質肥料約五千トン（需要量の六七割）ぐらひは、これは不足をするだろうというやうなことで、今年の増産上極めて寒心に堪えない実情にあるのであります。

これに對しまして、次のような要望があつたのであります。先ず肥料価格の安定策を講ずること。第二番目には買漁めの起らぬやう、且つ農家が除々に買入れるやうな宣伝措置をとつて頂くこと。第三番目には貨車でありまして、優先的にこの需要期に間に合うやうに貨車を廻してもらうやうな特別の方法を講じて頂きたいこと。第四番目は公団の手持ちが県によつて異なつてゐるが、これを平均化する措置を強力に講じて頂きたいこと。第五番目には公団手持ちの払下げを成るべく急いでやつてもらいたい。而もこれは実需団を對象にして払下げて頂きたいこと。第六番目は農業手形を商社にも取扱わせ、且つ手続を簡単にいたすこと。その他金融措置を円滑にして頂きたいというやうな六項目の要望があつたわけでございます。

次に、飼料の問題でございます。長野県は広大な牧野、採草地その他がありまして、その粗飼料は年間三十一万トンくらいは確保できておるわけでございます。なお又濃厚肥料の相当の生産量があるのであります。濃厚自給飼料といつたしましては六万五千トンあるのであります。そのほかどうして県外から入れなければならぬ飼料といふものは四万五千トンくらいあるのであります。このうち供給見込は三万一千トンでありまして、差引き一万四千トン、これが不足しておるわけでございます。この間飼料の統制が撤廃されましたのは、丁度飼料の冬枯期といふものと一緒になりましたので、この飼料の統制撤廃ということとは畜産の上から考えまして、非常な混乱を生じたという話であるのであります。三十二キロー一噸の糠並びに麥糠が八百円しておるやうでございます。こういうやうな状態でありまして、統制撤廃後におきましては、飼料の中間商人が非常に飼料の流通を妨げると同時に、値上りの原因をなしておるのであります。従ひまして飼料の問題の対策如何ということは、延いては今年の食糧問題と重要な關係があるというところは、見逃すことのできない事柄でございます。なお、長野県の畜産事情を調べて見ますと、国全体としての種畜の生産量でありまして、長野県の畜産が混亂されるというところは、日本全国の畜産に影響があるというところは見逃すことのできない実情であるのであります。かような情勢からいたしまして、次のような要望があつたのであります。政府所有の雜穀、五等麥等をできるだけ早く払下げて頂きたいこと、こ

れもやはり紐付にいたしまして、実需団体というものを對象に払下げを行なつてもらいたいこと。第二番目は小糠、ふすま、大豆粕というやうな重要なものにつぎましては、場合によつては再統制をお願いしたいということ。第三番目は実需団体に払下げ、中間業者をできるだけ排除しまして、飼料の値上りというものを抑えて頂くやうな措置を講じてもらいたいこと。第四番目は飼料の品質維持のため、相当嚴重な検査制度を設けることが必要であります。飼料業者がたぐさんできましたので、小糠の中に小石を混ぜたりして販売するものがたくさんあるやうでございます。従ひましてさういうやうなものを取締る嚴重な検査制度を設けて頂きたいこと。第五番目には、飼料を畜産を通じての蛋白質源と考へ、いわゆる主食同様大量に輸入をする計画を立ててもらいたい。第六番目は畜産手形のような金融措置を講じて頂きたいというやうなことであつたのであります。漸く農家の食生活が改善されようとしてゐるとき、蛋白質源の根源であります畜産事情がかような状況になつておるといふことは、我が国の農業経営にも重要な影響があるわけでございますので、よろしく御配慮をお願いしたいと思つておられます。

以上極めて概要でございますが、御報告申し上げた次第であります。

○委員長(羽生三七君) それでは本日はこれにて散會いたします。

午後三時三十八分散會

出席者は左の通り。

委員長 羽生 三七君
理事 岡村文四郎君

ことができる。

(業務の委託)

第五條 政府は、農林中央金庫その他の主務大臣の指定する金融機関に対し、貸付に関する申込の受理及び審査、資金の貸付、元利金の回収その他貸付及び回収に関する業務を委託することができる。但し、貸付の決定については、この限りでない。

2 政府は、前項の規定により業務の一部を委託しようとする場合においては、当該業務の委託を受ける者(以下「受託者」という。)の受託業務に関する準則を省令で定めなければならない。

3 受託者たる金融機関の役員又は職員であつて第一項の規定による委託業務に従事する者は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の規定の適用については、これを法令により公務に従事する職員とみなす。

4 農林中央金庫は、農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)第十六條の規定にかかわらず、第一項の規定による業務を行うことができる。

(報告及び検査)

第六條 政府は、必要があると認めるときは、貸付を受けた者若しくは受託者に対して報告をさせ、又はその職員をして貸付を受けた者若しくは受託者の業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。但し、貸付を受けた者に対しては貸付金をもつて行う事業の範囲内、受託者に対しては当該委託業務の範囲内に限る。

範囲内に限る。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(主務大臣)

第七條 この法律における主務大臣は、農林大臣及び大蔵大臣とする。

(罰則)

第八條 貸付を受けた者又は受託者たる金融機関の役員若しくは職員が、第六條の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、三万円以下の罰金に処する。

附 則

1 この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

2 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第七條第十三号の二を第十三号の三とし、第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二 農林漁業資金を融通すること。

3 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第十二條第五号の次に次の一号を加える。

五の二 農林漁業資金を融通すること。

三月三日本委員会に左の事件を付託された。

一、落花生の統制撤廃に関する請願(第七七六号)

一、農業災害補償法中一部改正に関する請願(第八二四号)

一、農林漁業長期融資法案中一部修正等に関する請願(第八四四号)

一、農業委員会法案中一部修正に関する陳情(第一六五号)

一、うさぎ毛皮の産業振興等に関する陳情(第一八二号)

一、安道湖西岸土地改良事業施行に関する陳情(第一八三号)

一、農業委員会法案中一部修正に関する陳情(第一八八号)

一、農業委員会法案反対に関する陳情(第一八九号)

第七七六号 昭和二十六年二月十六日受理

請願者 鹿兒島県議会議長 増田 静

紹介議員 島津 忠彦君

落花生は、食糧管理法ならびに食糧確保臨時措置法による統制品で、政府は三十キロ九百八十円三十銭で買上げておるが、この買上価格が極めて低廉であるため、供出をはばみ犯罪行為さえ生じているから、この統制をすみやかに撤廃せられたいとの請願。

第八二四号 昭和二十六年二月十九日受理

農業災害補償法中一部改正に関する請願

請願者 福島県田村郡守山町農業共済組合長 橋元本 敷

紹介議員 石原幹市郎君

積雪寒冷地帯の農民は、自然的地理的條件が不利なため、毎年何等かの災害を蒙り、生活の保持および営農に多大の支障を受けているから、(一)積雪寒冷地帯の農業災害補償法による水稻の最高補償限度を現行二分の一から八十分セントに引き上げること、(二)補償限度引上げに伴う共済掛金は全額国庫負担とすること等農業災害補償法の一部を改正せられたいとの請願。

第八四四号 昭和二十六年二月二十日受理

農林漁業長期融資法案中一部修正等に関する請願

請願者 秋田県庁内秋田県耕地協会内 石川準吉外六名

紹介議員 片柳 眞吉君

積雪寒冷地帯等、自然的立地條件の不利な東北地方の農業を振興するため、農林漁業長期融資法案が提出される趣意であるが、(一)土地改良ならびに災害復旧工事に対する融資の円滑を図ること、(二)貸付利率は、公共事業による補助事業に係るものについて年五分、その他のもの年三分五厘とすること、(三)事業に必要な資金については工事期間中すえ置くこと、(四)貸付條件は原則として無担保とすること等の実現を図られたいとの請願。

第一六五号 昭和二十六年二月十六日受理

農業委員会法案中一部修正に関する陳情

陳情者 島根県庁農務課内島根県農業調整委員会書記

第一八二号 昭和二十六年二月二十一日受理

うさぎ毛皮の産業振興等に関する陳情

陳情者 東京都中央区木挽町四ノ四社団法人日本畜産協会 岸良一

うさぎ毛皮は輸出畜産物中の約八割を占めているにもかかわらず、市価の安定を欠いていることは、資源培養上遺憾であるから、うさぎ毛皮の価格安定ならびに海外宣伝等に積極的施策を講じ輸出の振興を図ると共に、(一)うさぎ毛皮の集荷に必要な具体的金融措置、(二)優良種うさぎの増殖配布施設の拡充、(三)うさぎ毛皮製品の物品税廃止、(四)養うさぎに対する所得税の適正化、(五)試験研究施設の整備拡充、(六)白色日本種の改良固定、(七)養うさぎの団体の連けいならびに活動の強化等の処置を講ぜられたいとの陳情。

第一八三号 昭和二十六年二月二十一日受理

安道湖西岸土地改良事業施行に関する陳情

陳情者 島根県簸川郡出東村長 勝部貴造

安道湖西岸に位置する莊原、出東、難分の三村および安道町の湖岸地帯約七

連盟内 佐藤幹雄

近く農業委員会の上程が予定されている由であるが、農民の福祉増進および国内食糧確保の見地から、(一)農業委員会の会長は市町村長とすること、(二)階層別選挙を採用しないこと、(三)経費を全額国庫負担とすること、(四)市町村農業委員会に二名以上の書記を置くこと等、同法案の一部を修正せられたいとの陳情。

第一八二号 昭和二十六年二月二十一日受理

うさぎ毛皮の産業振興等に関する陳情

陳情者 東京都中央区木挽町四ノ四社団法人日本畜産協会 岸良一

うさぎ毛皮は輸出畜産物中の約八割を占めているにもかかわらず、市価の安定を欠いていることは、資源培養上遺憾であるから、うさぎ毛皮の価格安定ならびに海外宣伝等に積極的施策を講じ輸出の振興を図ると共に、(一)うさぎ毛皮の集荷に必要な具体的金融措置、(二)優良種うさぎの増殖配布施設の拡充、(三)うさぎ毛皮製品の物品税廃止、(四)養うさぎに対する所得税の適正化、(五)試験研究施設の整備拡充、(六)白色日本種の改良固定、(七)養うさぎの団体の連けいならびに活動の強化等の処置を講ぜられたいとの陳情。

第一八三号 昭和二十六年二月二十一日受理

安道湖西岸土地改良事業施行に関する陳情

陳情者 島根県簸川郡出東村長 勝部貴造

安道湖西岸に位置する莊原、出東、難分の三村および安道町の湖岸地帯約七

百三十町歩の土地は、かつて反収約二百石四斗以上の收穫を上げる島根県の穀倉地帯であつたが、出水時の水圧や農害の影響により、近年急激に陥没し、いまや湖面水位程度の濕地となり耕作不能の草生地と化した部分さえも生じている。しかし目下工事中的出東村地内の一部を除いては、地元民独自の客土事業あるいは排水ポンプよりかろうじて耕作を続けているが、昨年度より土地改良事業に対する助成金が打ち切られたため、地元民の経済的、精神的勞苦と不安は言語に絶しているから、宍道湖西岸土地改良事業に対し、特別の援助策を講ぜられたいとの陳情。

第一八八号 昭和二十六年二月二十
二日受理

農林委員会法案中一部修正に関する陳情

陳情者 長野県西筑摩郡山口村
農地委員会内 須田す
ゞ代外一名

近く農林委員会法案が上提されることであるが、現行の農業関係三委員会は、それぞれの分野において極めて重要な役割を果しているから、これを一元化することは、農村民主化のため、多大の支障があるばかりでなく、經費を地方公共団体に転嫁する虞があるから、担当分野の異なる三委員会の統合については充分なる検討を加えられたい。なお、過去五箇年間農地改革推進に当つてきた農地委員会書記の身分保障策を講ぜられたいとの陳情。

第一八九号 昭和二十六年二月二十
二日受理

農林委員会法案反対に関する陳情

陳情者 長野県上伊那郡中箕輪町松島中箕輪町農業委員
員会内 有賀喜一外二
十六名
政府は、今期国会に上程せんとする農業委員会法案において農民解放と農業経営合理化の基盤である農地改革打切りを露骨に示してきたが、現段階においてかかる施策がとられることは農地改革の實質的逆転を意味するものであるから、このような法案には反対であるとの陳情。